

※入札金額内訳書に記載する項目について

本工事の入札時に提出する「入札金額内訳書」には、
別添内訳書に記載しているすべての項目及び材料費・労務費及び当
該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不
可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の
施工のために必要な経費までの記載が必要となります。

このため、上記の項目が記載されていない場合は、
入札が無効となりますのでご注意ください。

入札金額内訳書を作成する際は、別紙「入札金額内訳書参考様式」を
参照してください。

無効となる内容
1 入札金額内訳書が白紙である。
2 電子入札システムにより提出した入札金額内訳書がファイルの破損等により内容の確認ができない。
3 他の建設工事の入札金額内訳書が提出されている。
4 入札金額内訳書とは無関係な書類が含まれており、当該入札に係る記載の全容が判然としない。
5 入札金額内訳書の記載内容を著しく欠いている。
6 入札金額内訳書の金額と入札書の金額が一致しない。

【参考】市ウェブサイト

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6930eabab34c1e31ba240fac>